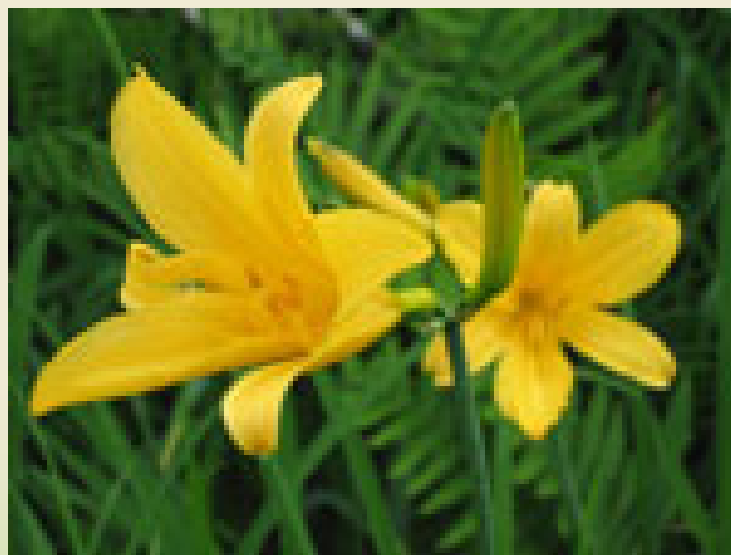




栗原市いのちを守る緊急総合対策 多重債務者救済のための貸付制度 「栗原市のぞみローン」の概要



栗原市の花

ニッコウキスゲ
(方言名:カンゾウ)

平成22年1月7日
宮城県栗原市

はじめに 栗原市の紹介



・栗原市

- 人口約8万人
- 宮城県の北部、岩手県との県境に位置する
- 平成17年4月、9つの町と1つの村が合併して誕生した宮城県最大の市（面積約800km²）



1. 制度創設の目的



・栗原市いのちを守る緊急総合対策

- － 多重債務者救済のための新しい融資制度
- － 平成20年1月4日より、開始

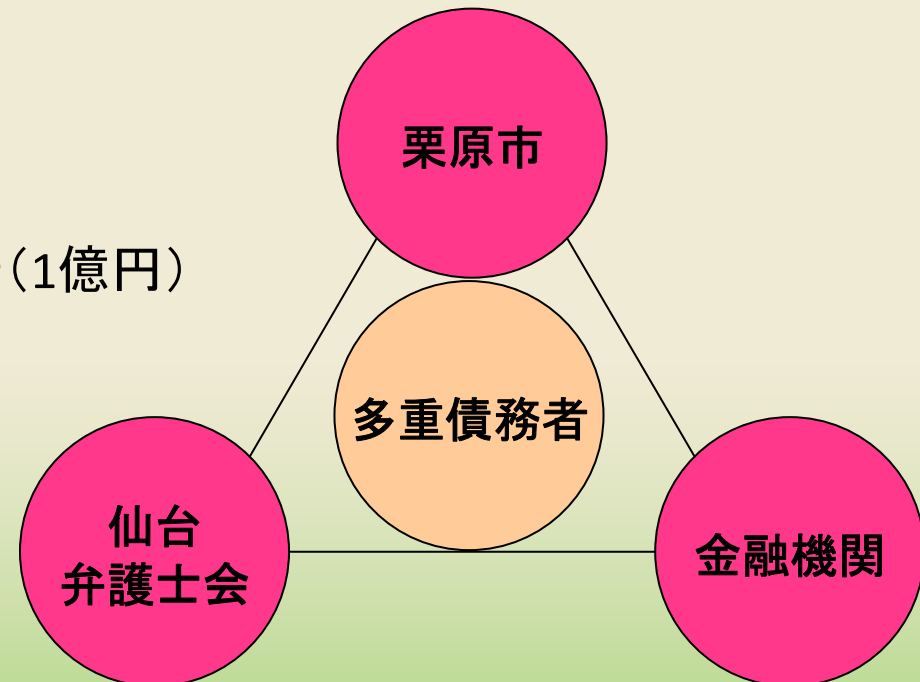
・自殺防止対策

- － 非常事態宣言

2. 制度設計

①連携と協力の概要

- 栗原市、仙台弁護士会、金融機関が相互に協力、連携することで、多重債務者を救済する
- 栗原市
 - － 市民への窓口
 - － 金融機関への貸付資金の預託(1億円)
- 仙台弁護士会
 - － 法律に関する専門知識の提供
 - － 具体的な解決策の提示
- 金融機関
 - － 金融に関する専門知識の提供
 - － 貸付業務



3. 制度設計と連携



②仙台弁護士会との連携



多重債務救済連携協力に関する 協定書の締結式

平成20年3月27日（木）

仙台弁護士会館

1. 多重債務者救済のための無料法律相談会の開設
2. 多重債務者発生予防のための啓発広報に対する協力
3. その他の連携協力事業
(情報交換、指導助言、連携担当窓口の設置)

3. 制度設計と連携

③ 仙台弁護士会との連携



月日	内 容
平成21年 3月24日 (火)	○第4回仙台弁護士会多重債務救済連携協力事業協議 日時 平成21年3月24日(火)午後3時～ 場所 仙台弁護士会館304会議室 相手 市顧問弁護士 仙台弁護士会 庶務委員長(弁護士) 仙台弁護士会 消費者問題対策特別委員長(弁護士) 日弁連多重債務対策本部事務局長 新里宏二弁護士 内容 ①平成20年度事業推進の経過について ②平成21年度実施事業の協議について
平成21年 5月25日 (月)	○第1回仙台弁護士会多重債務救済連携協力事業協議 日時 平成21年5月25日(月)午後3時～ 場所 仙台弁護士会館304会議室 相手 市顧問弁護士 仙台弁護士会 庶務委員長(弁護士) 仙台弁護士会 消費者問題対策特別委員長(弁護士) 内容 ①「栗原市のぞみローン」制度検討について

3. 制度設計と連携

④金融機関との連携



多重債務救済のための新しい融資制度 「栗原市のぞみローン」検討プロジェクト会議

日時	種別	内容
平成21年 6月9日 (火)	会議	<p>組織 仙北信用組合、一関信用金庫、七十七銀行築館支店、 仙台銀行築館支店、東北労働金庫築館支店、 栗っこ農業協同組合</p> <p>場所 栗原市役所 101会議室</p> <p>内容 ①平成21年度栗原市いのちを守る緊急総合対策推進計画 ②多重債務者救済のための新しい融資制度の利用状況について ③金融庁多重債務者対策有識者会議での「栗原市のぞみローン」プレゼンテーションの報告について ④多重債務者相談担当者並びに融資担当者研修計画(案)について</p>

4. 制度の概要

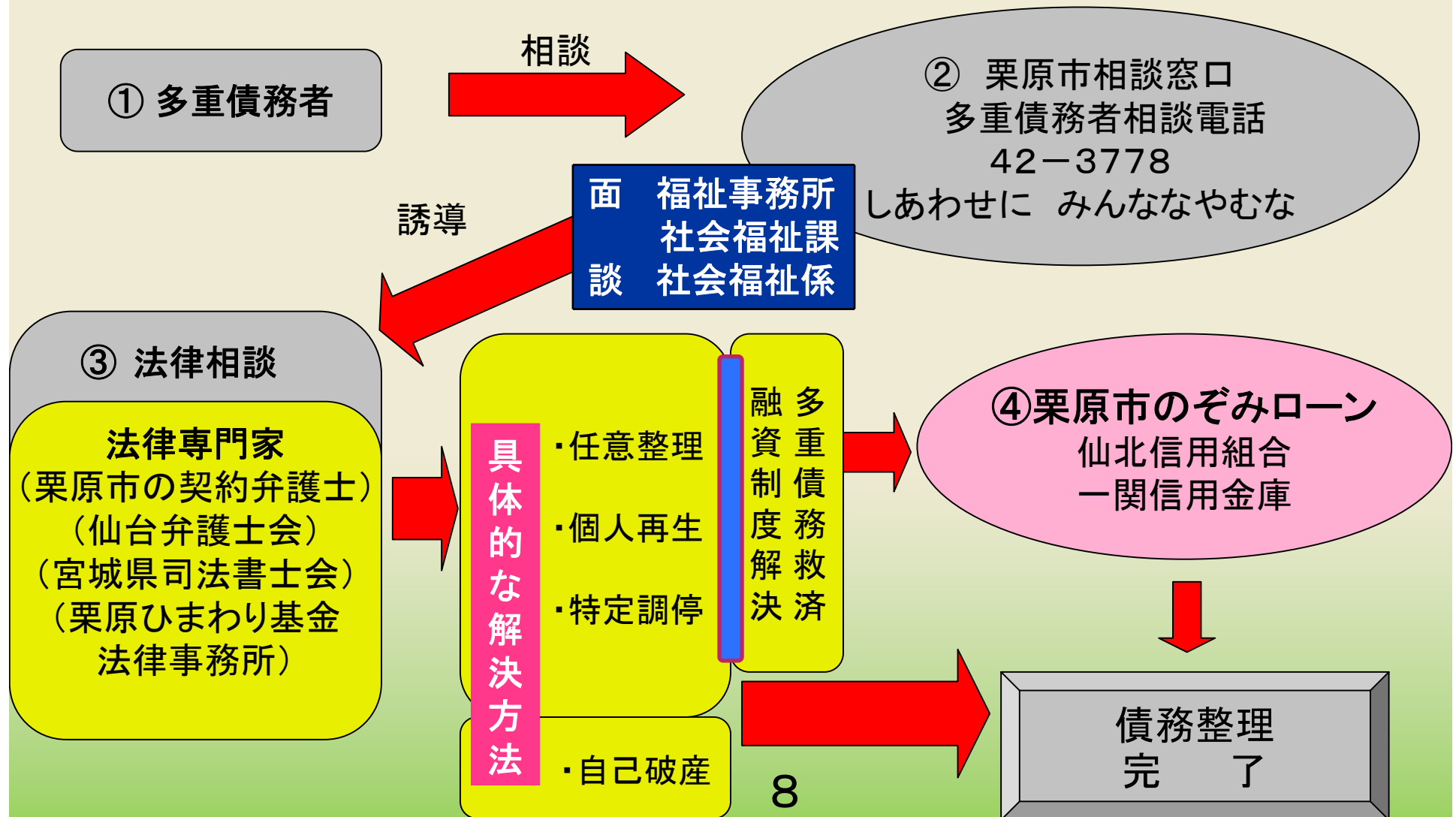
① 提携する貸付資金制度



貸付商品の名称	栗原市のぞみローン(多重債務者救済資金)貸付資金とし、統一する
対象者	栗原市内に住所を有する方 多重債務者であり、債務の整理等に要する資金を必要とする方
貸付限度額	1,000万円以内
貸付利率	7.9%(固定金利)
保証人等	原則として、連帯保証人1人以上
償還期間	10年以内
提携する金融機関	仙北信用組合 3店舗 一関信用金庫 2店舗

4. 制度の概要

② 栗原市のぞみローン 多重債務解消のフロー



4. 制度の概要

③「栗原市のぞみローン」が有効と想定しているケース



- 融資がなければ、生活再建が困難な場合
 - － 法的な整理になじまない債務がある
 - 公共料金の滞納
 - 教育費の滞納
 - 税金の滞納
 - 家賃の滞納
 - その他、利息制限法の対象外の債務

4. 制度の概要

④「栗原市のぞみローン」の貸し付け実例



－ 例1 (20代の男性)

・債務総額 220万円

・法的整理に馴染まない債務額(保育料、ガス代金、
国民健康保険税、水道料)90万円

※提携金融機関は、相談者の妻が、出産後に働きたい希望が
あったため、働き場所を紹介し、現在に至っている。

のぞみローン融資額 249万円

4. 制度の概要

⑤ 「栗原市のぞみローン」の貸し付け実例



一例2（40代の男性）

- ・負債総額 480万円
- ・友人名義での借り入れ 400万円
- ・本人名義での借り入れ 180万円
- ・仙台弁護士会の無料相談を受け、ふたつの解決方法を示された。
 - ①のぞみローンによる、一括返済の解決方法
 - ②友人名義の借入10社分を整理するため、各個人ごと任意整理
- ・のぞみローン融資額 300万円

4. 制度の概要

⑥相談からはじまる解決のみち



『相談からはじまる解決のみち、
まずは相談しましょう』

ほとんどの相談者は、のぞみローン
を利用しないで、法的な整理方法で解
決に向かっておりますが、具体的な解
決方法の救済制度の選択肢のひとつ。

5. 融資制度の効果(1)

平成21年11月30日現在



金融機関名	H19年度	H20年度	H21年度	合計件数	合計額
仙北信用組合	2件	2件	3件	7件	22,710,000円
一関信用金庫	2件	4件	3件	9件	22,060,000円
合 計	4件	6件	6件	16件	44,770,000円



※のぞみローンの融資相談から、
他の融資に至ったケース

平成19年度	3件	245万円
平成20年度	41件	5,050万円
平成21年度	15件	1,687万円

合計 59件 6,982万円

5. 融資制度の効果(2) 栗原市多重債務相談電話利用状況



◎電話相談開設状況 相談開始日：平成19年8月20日

相談日・時間	毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
専用回線	1台 (0228-42-3778) (しあわせに みんななやむな)
相談従事職員	福祉事務所 社会福祉課 社会福祉係 5名

◎平成21年度相談件数

相談の 件数	235件	
性別	男	女
	134件	101件

◎開設日からの累計相談件数

相談の 件数	811件	
性別	男	女
	447件	364件

(平成21年12月25日現在)

5. 融資制度の効果(3)

※相談件数が増加した要因



- ①融資制度の宣伝効果は、非常に大きなものがあります。
- ②融資制度を勧める前に、法律専門家の無料相談が受けられ、適切な債務整理方針を選択し、解決へと導いてもらえる体制が、市民の信頼を得られた。



6. 市民への広報(1)



ポスター掲示 市内404箇所に掲示

- ・ 栗原市社会福祉協議会 (11 箇所)
- ・ 多重債務者救済のための新しい融資制度「栗原市のぞみローン」検討プロジェクトチーム金融機関 (22 箇所)
- ・ 栗原市民生委員、児童委員による集会所等への掲示
(268 箇所)
- ・ 栗原市各総合支所等 (12 箇所)
- ・ 栗原市医師会医療機関 (48 箇所)
- ・ 栗原市歯科医師会医療機関 (33 箇所)
- ・ 栗原市各商工会 (10 箇所)

6. 市民への広報(2)



平成21年度 弁護士による
多重債務無料法律相談を
開始しました



必ず みつかります
電話からはじまる 解決のみち

相談時間等： 月～金曜日 午前9時～午後5時

(しあわせに みんななやむな)

相談電話は、「42 - 3778」

○弁護士による栗原市多重債務無料法律相談

毎月第1木曜日と第3木曜日

※相談は、事前の予約が必要です。TEL 42-3778 もしくは、
栗原市福祉事務所 TEL22-1340 多重債務相談係
にお問い合わせください。

○ 仙台弁護士会 派遣弁護士一覧(平成21年4月から平成22年3月まで)

鈴木 宏一 弁護士 【担当相談日】6月18日、11月19日、1月7日	佐々木 好志 弁護士 【担当相談日】4月16日、10月18日、2月18日
高橋 輝雄 弁護士 【担当相談日】7月18日、9月17日、8月18日	米谷 康 弁護士 【担当相談日】5月7日、8月6日、12月18日
植松 悟 弁護士 【担当相談日】3月21日、8月20日、2月18日	高田 英典 弁護士 【担当相談日】2月4日、11月11日、1月21日
崔 信義 弁護士 【担当相談日】7月18日、9月3日、12月18日	菊地 修 弁護士 【担当相談日】9月4日、11月6日、3月4日

栗原市 市民生活部

つながりを信じて
ひとりで悩まないで相談してみませんか

仙台いのちの電話

022-718-4343
(24時間年中無休)

こころとからだの健康

○宮城県精神保健福祉センター
0229-23-1603
平日8:30～17:15

○こころの相談電話

0229-23-0302
平日8:30～17:15

生活・経済問題

○宮城県消費生活センター

022-261-5161
毎日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00

○宮城県北部地域振興事務所

栗原地域事務所県民サービスセンター
23-5700
平日9:00～16:00

○栗原市多重債務相談電話

(しあわせに みんななやむな)
42 - 3778
平日9:00～17:00

引きこもり・思春期相談
精神保健相談

○宮城県北部保健福祉事務所
栗原地域事務所(栗原保健所)

22-2118
平日8:30～17:15
相談は予約制のため事前にご連絡ください。

大切な人を亡くされた方

○仙台わかちあいの会
「藍の会」

022-717-5066
24時間年中無休

○すみれの会

仙台いのちの電話
022-718-4343
24時間年中無休

○わかちあいの会

仙台グリーフケア研究会
(仙台市立病院内)
022-266-7111
内線(8127)担当:滑川
平日16:00～21:00

栗原市 栗原市医師会 栗原市歯科医師会

6. 市民への広報(3) 自殺防止10,000人キャンペーン



自殺防止街頭キャンペーン

平成21年12月12日(土) 10:30~12:30

(築館・若柳ヨークベニマル、志波姫イオンスーパーセンターの3地区で開催)

一般市民に対し、相談電話番号や多重債務相談及びつながりを信じて等を記載したチラシや、ポケットティッシュを、7月、12月の実施で市民10,000人に配布しました。



6. 市民への広報(4)



多重債務者発生予防対策 特集記事の掲載 仙台弁護士会との多重債務者救済連携協力事業

発行日	種別	内 容
平成21年 7月1日	広報	○広報くりはら(第73号) 内容:相談から始まる解決のみち 各種支援制度と、相談窓口の紹介
平成21年 9月1日		○広報くりはら(第77号) 内容:ヤミ金の被害にあわないために
平成21年 12月1日		○広報くりはら(第83号) 内容:貸金業法が改正され過剰貸付が規制されます
平成22年 2月1日		○広報くりはら(第87号)(予定) 内容:相談して解決した市民の体験談特集の掲載

7. 啓蒙活動（1）

報道機関(テレビ)での栗原市の取組み紹介



平成20年10月29日(水) 午後8時00分から 午後8時29分	NHK福祉ネットワーク 『借金苦から市民を救え—多重債務・地方自治体の奮闘—』
平成20年10月31日(金) 午後7時30分から 午後7時55分	クローズアップ東北—NHK仙台放送局 『自殺増加を食い止めろ ~多重債務からの救出~』
平成21年4月15日(水) 午前8時35分から 午前9時25分	NHK「生活ほっとモーニング」 『命 つなぎとめたい ~自殺者3万人 何が必要なのか~』
平成21年9月11日(金) 午後11時30分から 午前0時30分	日本テレビ「ニュースゼロ」 特集『自治体による自殺率減少への取り組み』
平成21年12月18日(金)	ABCニュース(アメリカ合衆国)「のぞみローンの紹介」 『For suicide Japanese , help is finally at hand』(AP通信)

7. 啓蒙活動（2）

報道機関（新聞等全国紙）での栗原市の取組み紹介



毎日新聞	平成21年2月26日（木） 消費ナビ欄 『整理資金を貸し付け 全国から注目される 宮城県栗原市の多重債務対策とは』
朝日新聞	平成21年9月10日（木） 社会面 『自殺防止取り組む自治体 「つながる」きっかけ作り』 * 宮城県栗原市と京都府京丹後市
ニューヨーク タイムス	平成21年12月18日（金）（アメリカ合衆国）「融資制度の紹介」 『For suicide Japanese , help is finally at hand』（AP通信）
ワシントン ポスト	平成21年12月18日（金）（アメリカ合衆国）「融資制度の紹介」 『For suicide Japanese , help is finally at hand』（AP通信）

7. 啓蒙活動（3）

主な行政視察等（議会関係）

平成21年2月13日	行政視察	宮城県女性議員連盟 20名
5月12日	行政視察	埼玉県川口市議会議員行政視察 1名
7月14日	行政視察	東京都日野市議会市民クラブ 6名
10月28日	行政視察	福岡県久留米市議会緑水会議員団10名
11月9日	行政視察	新潟県妙高市議会建設厚生委員会 9名
平成22年1月21日	行政視察	京都府城陽市議会福祉文教常任委員会 9名

ヤマボウシ
(方言名: ヤマゲワ)



「栗原市いのちを守る緊急総合対策」

1. はじめに

栗原市は宮城県内においても自殺率が高く、自殺者が年々増えている現状はまさに危機的状況にある。国の自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、栗原市においても市民のいのちを守るため、総合的な施策を緊急に実施する必要がある。

自殺総合対策大綱において、多くの自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」と位置づけられ、心理的な悩みを引き起こす様々な要因に対する社会の適切な介入により、また、自殺に至る前のうつ病等の精神疾患に対する適切な治療により、「多くの自殺は防ぐことができる」とされており。

また、自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発しており、家族や職場の同僚など身近な人は、自殺のサインに気付いていることも多く、このような一人ひとりの気づきを自殺予防につなげ行くことが課題であるとなっている。

人の「命」は何ものにも代えがたく、また、自殺は本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失である。

栗原市を挙げて自殺の防止対策に取り組み、自殺を考えている人を一人でも多く救うことにより、栗原を生きやすい地域に変えて行く必要がある。

2. 世代別自殺の特徴と対策の方向

(1) 青少年(30歳未満)

思春期は精神的な安定を損ないやすく、また、青年期に受けた心の傷は生涯にわたって影響することから、栗原市における自殺者は少ないものの、全国的には増加傾向にあることから青少年の自殺対策は重要である。

青少年の心の健康保持・増進や良好な人格形成への支援を行うことが、適切な自殺予防につながることから、児童生徒に対する自殺予防に資する教育や教職員に対する普及啓発に取り組む必要がある。

(2) 中高年(30歳～64歳)

中高年は、家庭、職場、地域において重要な位置を占める一方、心理的にも、社会的にも負担を抱えることが多い世代である。

特に、仕事に関する強い不安やストレスを感じており、また、女性は出産や更年期において心の健康を損ないやすく、心理的、社会的ストレスに対応するための心の健康づくりとともに、ストレスの原因となる長時間労働や失業等の社会的要因に対する取り組みが重要である。

栗原市においても、ストレスによるうつ病が増加傾向にあり、また、地域の特性としてアルコールの多量飲酒者が多いことから、これらの早期発見と病気に対する正しい知識の普及啓発が重要であるとともに、地域と職域の連携も欠かせないものとなっている。

(3) 高齢者(65歳以上)

高齢者は、慢性疾患による継続的な身体的苦痛や将来への不安、身体機能の低下に伴う社会や家庭における役割の喪失感、近親者の喪失や介護疲れによるうつ病が増えている。

栗原市は高齢化の進捗が著しく、高齢者の一人暮らしも増えていることから、健康診査や介護予防事業を活用し、うつ病の早期発見、早期治療とともに、高齢者の生きがい作りが重要である。また、在宅介護者に対する支援の充実も重要である。

3. 自殺を防止するための当面の重点施策

(1) 栗原市の自殺の実態を明らかにする

栗原市の自殺の実態について、関係者間では周知のことではあったが、その状況についてはこれまで広く知られていなかったが、その実態は危機的状況となっていることから、

- ① 自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、その実態を明らかにし、市民一人ひとりが命の大切さを考えていただく機会とする。
- ② 社会的要因を含む自殺の原因や背景について調査し、自殺予防のための介入ポイント等についての考察を行うとともに、自殺対策に関する情報の提供を推進する。

(2) 地域ぐるみで市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、いち早く専門的に支援できる場につなぎ、地域で見守っていくという市民一人ひとりの役割等について、市民の理解を促進するため、

- ① 自殺や精神疾患に対する正しい知識の普及とこれらに対する偏見をなくすため、教育活動、広報活動を通じた啓発事業を積極的に推進する。
- ② 学校において、体験学習や地域の高齢者等との世代間交流等を活用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育を推進するとともに、自殺予防を目的とした教育の実施に向けた環境づくりを推進する。
- ③ 地域においては、それぞれの地域で活動している様々な関係者及び関係団体等と協力連携し、地域ぐるみで気づきと見守りを促すことができるよう支援する。

(3) 早期対応の役割を果たす人材の養成

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材の養成が重要であることから、

- ① 精神科領域の医療資源が乏しい栗原市では、市民の相談に対応する保健師等の地域保健スタッフの資質向上を図り、早期に適切な治療つなげる必要がある。

- ② 住民主体の見守り活動を支援するため、身近において市民と接する機会の多い、民生

委員・児童委員、行政区長など、地域のリーダー的役割を果たす方々に対する心の健康づくりや自殺予防に関する施策についての研修を実施する。

- ③ 児童生徒と日々接している教職員については、自殺の危険性の高い児童生徒に気づいたときの対応方法や自殺者の遺児に対するケアを含め、教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修会等を実施する。
- ④ 県や関係機関と連携を図りながら、多重債務相談や経営相談、就職相談等の社会的要因に関連する相談員の資質の向上を図る。

(4) 心の健康づくりの推進

地域、職場、学校などにおいて、自殺の要因となる様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など、心の健康の保持・増進のための体制整備を進めるため、

- ① 地域における心の健康相談に関する機能を向上させるとともに、心の健康づくりにおける地域保健と職域保健の連携を推進する。
- ② 市民の心身の健康保持・増進を支援する施策を推進するとともに、高齢者が地域で集い、憩うことのできる場の整備や、生きがい発揮のため環境づくりに努め、快適で安心な生活環境づくりを推進する。
- ③ 職場における労働者の心の健康の保持・増進対策、保健スタッフの資質向上と相談体制の充実等を支援し、労働者が職場内で相談しやすい環境整備を図る。
- ④ メンタルヘルス対策の取り組みが進んでいない小規模事業所については、職域と地域の連携を図り支援を充実する。
- ⑤ 学校においては、保健室やカウンセリングルームなどを開かれた場として活用し、保健相談活動を推進するとともに、スクールカウンセラーの配置など相談体制の充実を図る。

(5) 社会的要因への取り組み

社会的要因を含む様々な要因により自殺の可能性が高まっている人に対し、社会的な支援の手を差し伸べることにより、自殺を防止するため、

- ① 自殺の危険を示すサインとその対応方法、相談窓口の一覧表などを掲載した市民向けのパンフレット等の配布や相談しやすい体制の整備を促進する。
- ② 商工会や農協等と連携し経営相談や再生支援など、経営者に対する相談事業を推進する
- ③ 失業者に対しては、早期再就職のための雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等と連携し職業相談や失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応できる体制の整備を図る。
- ④ 多重債務等による生活困窮者に対し、専用電話による相談窓口を設置し個別相談に対応するとともに、融資制度等多重債務問題解決のための情報提供と周知を図る。
- ⑤ 高齢者を介護する者の負担を軽減するため、地域包括支援センターその他関係機関と

連携し、介護者に対する相談等が円滑に実施できる体制の整備を図る。

(6) 自殺未遂者・遺族への取り組み

自殺未遂者の再度の自殺を防ぎ、家族等の身近な人の見守りを支援するため、

- ① 医療保健福祉ネットワークの構築を図り、継続的なケアができる体制の整備を図る。
- ② 自殺や自殺未遂の発生により遺された人の心理的影響を和らげるケアのため、関係機関と連携し遺族への相談体制の充実を図る。
- ③ 遺族のための相談窓口の一覧表や民間団体の連絡先等を掲載したパンフレットを作成し周知を図る。
- ④ グリーフケア制度の啓発とグリーフケアに取り組んでいる団体等と連携しながら遺された家族等を支援する。

(7) 民間団体等との協力

民間団体による相談活動などの取り組みは、多くの自殺の危機にある人を救っており、自殺防止対策を進める上でその効果は大きなものがあることから、

- ① 自殺防止や自死遺族のケア活動をしている団体等との連携を図るとともにその活動を支援する。
- ② 地域の特性としてアルコールの多量飲酒者が多く、アルコールが自殺を誘発する危険性が高いことから、アルコール問題に取り組んでいる民間団体等との連携を図る。

4. 自殺防止対策の数値目標

国の自殺総合対策大綱の数値目標は、平成28年までに、平成17年の自殺率を20%以上減少させるとなっているが、栗原市の平成17年の自殺率は48.6となっており、自殺率は全国平均の倍以上となっていることから、栗原市では平成23年までに30%以上減少させることを目標とする。

5. 推進体制

(1) 栗原市自殺防止対策連絡協議会の設置

構成については、栗原市自殺防止対策連絡協議会設置要綱の別表(1)のとおり

(2) 庁内対策委員会の設置

構成については、栗原市自殺防止対策連絡協議会設置要綱の別表(2)のとおり

6. 平成21年度の推進計画

別紙 平成21年度「栗原市いのちを守る緊急総合対策」推進計画のとおり

平成21年度「栗原市いのちを守る緊急総合対策」推進計画

平成21年12月31日 現在

項目	区分	事業名	平成21年度実施計画（網掛け部分は、実績）	備考
1. 栗原市いのちを守る緊急総合対策の推進	継続	・栗原市自殺防止対策連絡協議会 ・栗原市自殺防止対策連絡協議会庁内対策委員会	・栗原市自殺防止対策連絡協議会の開催 平成21年5月20日(水) 第1回協議会 29名参加 平成21年11月13日(金) 第2回協議会 34名参加 ・栗原市自殺防止対策連絡協議会庁内対策委員会の開催 平成21年5月13日(水) 第1回庁内対策委員会 13名参加 平成21年11月5日(木) 第2回庁内対策委員会 16名参加	・市民生活部 ・庁内各関係課
		・いのちを守る緊急総合対策事業「相談支援研修会」	・いのちを守る緊急総合対策事業「相談支援研修会」を開催 参加者:市内各地区民生委員 延べ52名参加 時 期:第1回目 7月24日(金) 第2回目 7月31日(金) 第3回目 8月7日(金)	宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所 健康推進課
2. 心の病に対する正しい知識の啓発・普及	継続	・栗原市心の健康サポーター養成事業	栗原市心の健康サポーター養成事業 参加者:延べ139名参加 時 期:9月～11月 5回コース 第1回 10月 2日(金) 第4回 11月11日(水) 第2回 10月20日(火) 第5回 11月26日(木) 第3回 10月29日(木) こころの健康サポーターの活動支援 ○講演会やキャンペーンの協力 ○活動の支援と相談 ⇒こころの健康サポーターの会結成 ・11月20日より毎月20日に「コーヒーサロン秋桜」を開催	宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所 宮城県精神保健福祉センター 健康推進課 *民間としては宮城県初
		・メンタルヘルス研修会	・メンタルヘルス研修会 対象者:一般市民 時 期:7月12日(日) 会 場:この花さくや姫プラザ テーマ:「上手な悩み方、相談の仕方」 講 師:秋田大学医学部准教授 佐々木久長 氏 参加者:300人	宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所 健康推進課
	新規	・自殺予防週間	・平成21年度自殺予防週間 9月10日～9月16日 ・広報「くりはら」に関係記事による広報 『あなたの気持ち、話してください。心のサインに気づいてください。』	社会福祉課 健康推進課
	継続	・地区啓発事業	・地区啓発事業「うつ病について」講話 瀬峰地区 23名(保健推進員研修会にて)、今後 鶯沢、築館を予定 保健師による「こころの健康づくり」についての健康相談・健康教育実施中	
	継続	・精神障害者家族教室	対象者:精神障害を持つ方の家族等 実施日:8月27日、9月29日、10月7日(全3回コース)	
	継続	・専門職のスキルアップ研修	・専門職のスキルアップ研修(平成21年度3回開催) 開催日:4月9日 場 所:栗原市役所 講堂 講 師:精神保健相談医 岡崎伸朗先生 対 象:精神保健担当職員	健康推進課
	継続	・介護予防事業(健康教育・健康相談)	・介護予防事業(健康教育・健康相談)	各総合支所市民サービス課 介護福祉課
	3. 現況調査		・既存データの活用による現状把握と認識の共有 ・市民への現状の周知 ・自殺要因の分析と考察	・既存データの活用による現状把握と認識の共有 ・市民への現状の周知 ・自殺要因の分析と考察
4. 対処マニュアルの作成	継続	・多重債務等による生活困窮者対策の検討	・地区民生委員会定例会での事業説明 栗原市10地区の民生委員会定例会において、「栗原市のぞみローン」及び、社会福祉協議会生活福祉資金の概要等を説明し、生活困窮者救済のための制度を説明し、ポスター等の掲示も併せて協力依頼を行う。	産業戦略課、社会福祉課
5. 相談窓口の設置	継続	・宮城県「子どもと親の相談員」等の活用調査研究委託事業	市内モデル小学校1校 ⇒市内小・中学校39校対象	学校教育課
	継続	・栗原市教育相談員設置事業	・栗原市教育相談員設置事業 市内小・中学生担当者会議への参加、指導・助言	
	継続	・いじめ問題対策室設置事業	・いじめ問題対策室設置事業	
	継続	・宮城県スクールカウンセラー活用事業	・宮城県スクールカウンセラー活用事業	
	継続	・家庭児童相談	・家庭児童相談	子育て支援課
	継続	・栗原市相談支援事業(委託事業:知的・精神・身体)	・栗原市相談支援事業(委託事業:知的・精神・身体)	社会福祉課・健康推進課
	継続	・栗原市メンタルヘルス相談事業	・栗原市メンタルヘルス相談事業(年間15回開催)	健康推進課
	継続	・精神保健福祉相談事業	・精神保健福祉相談事業	宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所
	継続	・多重債務等による生活困窮者の相談のための専用電話設置 専用電話の番号は 0228-42-3778	・電話相談体制等 毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 専用回線 42-3778(しあわせに みんななやむな) 相談従事職員 福祉事務所職員 5名 (社会福祉士、社会福祉主事)	社会福祉課

平成21年度「栗原市いのちを守る緊急総合対策」推進計画

項 目	区 分	事 業 名	平成21年度実施計画（網掛け部分は、実績）	備 考
5. 相談窓口の設置	拡充	仙台弁護士会と栗原市との連携協定事業	<p>1. 多重債務者救済のための無料法律相談の開設</p> <p>①日 時 毎月2回 第1・第3木曜日(24回予定) 午後1時30分から午後4時30分まで</p> <p>②場 所 栗原市役所 築館本庁舎</p> <p>③派遣弁護士 仙台弁護士会は、弁護士8名を交代で派遣</p> <p>2. 多重債務者発生予防のための啓発広報に対する協力</p> <p>①多重債務者発生予防について広報誌、市ホームページに掲載、内容の指導助言(年4回) 広報くりはら7月1日号(第73号) 広報くりはら9月1日号(第77号) 広報くりはら12月1日号(第83号) 広報くりはら2月1日号(掲載予定)</p> <p>②多重債務相談担当職員、金融機関融資担当研修会への講師派遣 開催日:11月17日(火)午後2時～ 講 師:仙台弁護士会 及川毅弁護士 参加者:53名(民生委員、生活相談員、金融機関等)</p> <p>3. その他の連携協定事業</p> <p>①多重債務者発生予防に係る情報交換の場を定期的に開催(年4回予定、状況により随時開催)</p> <p>②多重債務相談後のフォローに対する指導助言(随時)</p> <p>③連携窓口担当者の設置</p>	<p>社会福祉課</p> <p>仙台弁護士会</p>
6. 栗原市のぞみローン(多重債務者救済資金)貸付制度	継続	<p>栗原市のぞみローン(多重債務者救済資金)貸付制度</p> <p>・名 称:栗原市のぞみローン(多重債務者救済資金)</p> <p>・対象者:①栗原市に住所を有する者 ②多重債務者であり、債務の整理等に要する資金を必要とする方</p> <p>・貸付限度額:1,000万円以内</p> <p>・貸付事業の開始:平成20年1月4日</p>	<p>栗原市のぞみローン(多重債務者救済資金)貸付制度の活用</p> <p>・平成21年預託額 総額 1億円 (仙北信用組合 6千660万円)</p> <p>(一関信用金庫 3千340万円)</p>	<p>社会福祉課</p>
7. 啓発事業	新規	<p>1. 自殺防止10,000人キャンペーン</p> <p>*自殺防止キャンペーンは、年2回実施します。</p> <p>第1回目 平成21年7月11日(土)～7月12日(日)</p>	<p>1. 自殺防止10,000人街頭キャンペーン (1)日 時:平成21年7月12日(日)10:30～12:30</p> <p>(2)場 所:市内4ヶ所、()は所在地区 築館ヨークベニマル(築館) ウジエスーパー(若柳) 志波姫イオンスーパー(志波姫) 金成マックスバリュウ(金成)</p> <p>(3)内 容:自殺防止の呼びかけとティッシュ及びちらしの配布</p> <p>2. 講演会 (1)日 時:平成21年7月12日(日)13:30～</p> <p>(2)場 所:この花さくや姫プラザ</p> <p>(3)講 師:秋田大学医学部 准教授 佐々木久長 氏</p> <p>(4)テーマ:「上手な悩み方・相談の仕方」</p> <p>3. 多重債務等無料法律相談会 (1)日 時:平成21年7月11日(土)13:00～16:30 (2)場 所:栗原市立図書館 2階大研修室 (3)相談対応者:仙台弁護士会弁護士、 栗原ひまわり基金法律事務所 弁護士 宮城県司法書士会 司法書士 福祉事務所職員</p> <p>(4)相談者数 18人</p>	<p>健康推進課</p> <p>社会福祉課</p> <p>栗原市自殺防止対策連絡協議会委員 築館公共職業安定所 瀬峰労働基準監督署 宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所 宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所 宮城県北部教育事務所栗原地域事務所 宮城県若柳警察署 宮城県築館警察署 宮城県精神保健福祉協会 栗原市医師会 栗原市歯科医師会 栗原市薬剤師会 宮城県看護協会栗原支部 栗つこ農業協同組合 栗原南部商工会、若柳金成商工会 栗駒鶯沢商工会、一迫花山商工会 栗駒高原森林組合 栗原市企業連絡協議会 築館金融団 栗原市社会福祉協議会 栗原市行政区長代表 栗原市民生委員児童委員協議会 栗原市保護司会 栗原市権利擁護委員協議会 栗原市更生保護女性連盟 栗原市ボランティア連絡協議会 栗原市老人クラブ連合会 青少年のための栗原市民会議 栗原市健康づくり推進協議会 栗原市食生活改善推進員連絡協議会 NPO法人宮城県断酒会北支部 栗原市メンタルヘルス・ボランティア「つくしんぼの会」 栗原市小学校校長会 栗原市中学校校長会 栗原市学校教育連絡協議会 栗原市PTA連合会 仙台弁護士会 栗原ひまわり基金法律事務所 宮城県司法書士会</p>
	拡充		<p>1. 自殺防止10,000人街頭キャンペーン (1)日 時:平成21年12月13日(日)10:30～12:30</p> <p>(2)場 所:市内4ヶ所、()は所在地区 築館ヨークベニマル(築館) ウジエスーパー(若柳) 志波姫イオンスーパー(志波姫) 金成マックスバリュウ(金成)</p> <p>(3)内 容:自殺防止の呼びかけとティッシュ及びちらしの配布</p>	<p>健康推進課</p> <p>社会福祉課</p> <p>栗原市自殺防止対策連絡協議会委員</p> <p>以下、同上団体</p>

平成21年度「栗原市いのちを守る緊急総合対策」推進計画

項目	区分	事業名	平成21年度実施計画（網掛け部分は、実績）	備考
7. 啓発事業		1. 自殺防止10,000人キャンペーン * 自殺防止キャンペーンは、年2回実施します。 第2回目 平成21年12月12日(土)～12月13日(日)	2. 研修会 (1)日 時:平成21年12月13日(日)13:30～ (2)場 所:この花さくや姫プラザ (3)講 師:特定非営利活動法人 自殺防止対策支援センター ライフリンク 代表 清水康之氏 (4)テーマ「生き心地のよい社会をめざして」 ～行政の役割 市民の役割～ (5)参加者 315人出席 ・保健推進員 ・栗原市各地区ボランティア ・自殺防止対策連絡協議会委員 ・自殺防止対策連絡協議会庁内対策委員会委員 ・民生委員・児童委員 3. 多重債務相談 } 無料法律相談会 生活法律相談 } (1)日 時:平成21年12月12日(土)13:00～16:30 (2)場 所:栗原市立図書館 2階大研修室 (3)無料法律相談対応者: 仙台弁護士会 弁護士 栗原ひまわり基金法律事務所 弁護士 宮城県司法書士会 司法書士 福祉事務所職員 (4)相談者数 16人 4. 無料健康相談会 (1)日 時:平成21年12月12日(土)13:00～16:30 (2)場 所:栗原市立図書館 2階大研修室 (3)健康相談対応者: 健康推進課 保健師 3人 (4)健康相談者数 5名	健康推進課 社会福祉課 栗原市自殺防止対策連絡協議会委員 築館公共職業安定所 瀬峰労働基準監督署 宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所 宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所 宮城県北部教育事務所栗原地域事務所 宮城県若柳警察署 宮城県築館警察署 宮城県精神保健福祉協会 栗原市医師会 栗原市歯科医師会 栗原市薬剤師会 宮城県看護協会栗原支部 栗つこ農業協同組合 栗原南部商工会、若柳金成商工会 栗駒鷺沢商工会、一迫花山商工会 栗駒高原森林組合 栗原市企業連絡協議会 築館金融団 栗原市社会福祉協議会 栗原市行政区長代表 栗原市民生委員児童委員協議会 栗原市保護司会 栗原市権擁護委員協議会 栗原市更生保護女性連盟 栗原市ボランティア連絡協議会 栗原市老人クラブ連合会 青少年のための栗原市民会議 栗原市健康づくり推進協議会 栗原市食生活改善推進員連絡協議会 NPO法人宮城県断酒会北支部 栗原市メンタルヘルス・ボランティア「つくしんぼの会」 栗原市小学校校長会 栗原市中学校校長会 栗原市学校教育連絡協議会 栗原市PTA連合会 仙台弁護士会 栗原ひまわり基金法律事務所 宮城県司法書士会
	拡充	2. 「全国一斉多重債務者相談ウィーク」 ・期 間:平成21年12月9日(水)～12月15日(火)	2. 全国一斉多重債務者相談ウィーク 1)日時:平成21年11月27日(火) 2)多重債務無料相談会	社会福祉課 仙台弁護士会 宮城県司法書士会
	新規	メンタルヘルス相談窓口の啓発と支援 市内404か所に掲示 社会福祉協議会(11)、市内金融機関(22)、市内集会所(268)、各総合支所(12)、医師会医療機関(48)、 歯科医師会医療機関(33)、市内商工会(10)	1 下記のポスターを作成し、掲示を行う。 ・多重債務相談窓口の啓発ポスター ・メンタルヘルス相談窓口の啓発ポスター ・グリーフケア相談の啓発ポスター	社会福祉課 健康推進課
	継続	・酒害相談事業の広報・啓発と支援	栗原市メンタルヘルス相談事業、宮城県精神保健福祉相談にて対応 ・酒害相談事業の広報・啓発と支援	NPO宮城県断酒会北支部
	継続	・相談支援機関ネットワークの構築 継続 ・各相談窓口の広報	・相談支援機関の現状を把握 ・各相談窓口を広報に掲載	宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所 健康推進課
8. 自死遺族のフォロー	継続	・グリーフケア（自死遺族ケア）	・栗原市においてグリーフケア（個別相談）を年間4回開催 6月19日、9月11日、12月11日(午前)利用者なし ・わかちあいの会を藍の会と共催 7月18日(6名)、9月19日(2名) 1月16日、3月20日	宮城県精神保健福祉センター 宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所 健康推進課
	拡充	・グリーフケアスタッフ研修会 ・相談窓口の広報・啓発	6月19日、9月11日 午後 ・グリーフケアスタッフ研修を年間2～3回程度開催し、遺族支援技術を学ぶ ・自死遺族の訪問ケアについて学ぶ ・県の支援冊子「大切な人を亡くされた方に」の配布	宮城県精神保健福祉センター 宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所 健康推進課、各総合支所市民サービス課
9. その他関連する事業	継続	・生活保護法施行事務	・生活保護法施行事務	社会福祉課
	拡充	・水道、電気、ガス事業者との連携連絡会議	・生活困窮者の把握に関する事業	
	継続	・けやき教室(適応指導教室)	・けやき教室(適応指導教室)	学校教育課
	継続	・宮城県警察スクールサポーター事業	・宮城県警察スクールサポーター事業	
	継続	・高齢者生きがい活動支援通所事業(ミニデイ)	・高齢者生きがい活動支援通所事業(ミニデイ)	介護福祉課
	継続	・水中運動モデル事業	・水中運動モデル事業	地域包括支援センター 各総合支所
	継続	・介護予防事業(特定高齢者)	・介護予防事業(特定高齢者)	
	継続	・平成21年度 東北大学大学院医学系研究科連携事業 栗原市脳卒中・認知症・寝たきり予防プロジェクト	・平成21年度 東北大学大学院医学系研究科連携事業 栗原市脳卒中・認知症・寝たきり予防プロジェクト	介護福祉課
	継続	・要保護児童対策地域協議会	・要保護児童対策地域協議会	子育て支援課

* グリーフケアとは、大切な人を亡くして悲観に暮れる人(グリーフ)を支える(ケア)ということ。

多重債務等無料法律相談会

- 日時 7月11日(土) 午後1時～4時30分
- 場所 栗原市立図書館
- 相談 ・仙台弁護士会 ・栗原ひまわり基金法律事務所 ・宮城県司法書士会
- 相談時間 1人30分程度
- 予約申込 予約 ☎(42)3778 7月10日(金)まで 土・日を除く 午前9時～午後5時

自殺防止街頭キャンペーン

- 市内4カ所のショッピングセンターで、自殺の防止を呼びかけます。
- 日時 7月12日(日) 午前10時20分～午後0時30分
- 場所 ・ヨークベニマル築館店 ・イオンスーパーセンター 栗原志波姫店 ・ウジエスーパー若柳店 ・マックスバリュ金成店

メンタルヘルス講演会

- 日時 7月12日(日) 午後1時30分～3時30分
- 場所 志波姫この花さくや姫プラザ
- 講師 秋田大学医学部准教授 佐々木 久長 氏
- 演題 『誰にでもある ころの悩み』 ～上手な悩み方・相談の仕方～

●さまざまな悩みの相談をお受けします

毎日の生活の中で、ひとりで悩んだりしていませんか。お金のこと、家族のことなどなど。

栗原市社会福祉協議会(市社協)は、各地区相談所でご相談に応じます。

こころが少しでも軽くなるように、何でも気軽に相談ください。相談無料、秘密厳守いたします。

相談所	電話番号	開設日(金曜日)	開設時間	開設場所
築館	23-8070	第1・第3	9:30～11:30	築館高齢者福祉センター
若柳	32-3083	第2・第4	9:30～11:30	若柳総合支所
栗駒	45-2150	第2・第4	9:30～11:30	鶏鳴鶏コミュニティセンター
高清水	58-3637	第2・第4	9:30～11:30	高清水ほっと館
一迫	52-4433	第1・第3	13:30～15:30	一迫高齢者生活福祉センター
瀬峰	59-2322	第1・第3	9:30～11:30	瀬峰保健センター
鶯沢	55-2834	第1・第3	13:30～15:30	鶯沢老人福祉センター
金成	42-1248	第2・第4	9:30～11:30	金成やすらぎセンター
志波姫	22-2713	第1・第3	9:30～11:30	志波姫おもと荘
花山	56-2028	第2・第4	9:30～11:30	花山湖畔の里

※祝日は休みとなります。詳しくは、各相談所まで
※上記の電話番号は、市社協各支所と同じです。相談所の開設日以外でもお気軽に相談ください

●多重債務予防のために～公的貸付制度～

いずれの資金も、資金使途、貸付要件が定められており、将来、返済が必要となりますが、高利の貸付制度を利用する前に、これら低利の貸付制度について、ご検討ください。

相談・申込受付は、市社協で行っています。

<生活安定資金貸付制度>
生活の安定を図るため、緊急に少額のお金が必要な低所得世帯に、貸付を行っています。

- ◆貸付額5万円(特別限度額7万円)以内 ◆無利子、無担保
- ◆保証人は市内の方1人 ◆償還期間1年以内

<緊急小口資金貸付制度>
緊急的かつ一時的に、世帯の生計維持が困難となる場合の、貸付資金です。

- ◆低所得世帯対象で世帯単位の貸付(ご家族の理解が必要)
- ◆貸付限度額10万円 ◆連帯借受人・連帯保証人は不要
- ◆貸付審査あり (契約能力・償還能力がある場合は、年齢制限無し)
- ◆申請者は、世帯主(または実質的な生計中心者)に限る

☎栗原市社会福祉協議会 ☎(23)8070

●生活に困窮したら～生活保護制度～

人は生活しているうちに、病気やケガなどで働けなくなったり、さまざまな事情で生活に困ることがあります。

生活保護は、生活に困っている方に対し、最低限度の生活を保障するとともに、自分たちの力で生活できるように支援することを目的とした、憲法で保障されている国民の権利です。

生活にお困りの方は、遠慮せずに地区の民生委員、最寄りの総合支所市民サービス課、または市福祉事務所にご相談ください。

☎福祉事務所 ☎(22)1340

●こころの健康について 不安や悩みがあったら

ひとりで悩まずに、できるだけ「すぐ」誰かに相談してみましょう。

電話相談

仙台いのちの電話 022(718)4343 24時間年中無休

県精神保健福祉センター 0229(23)1603 平日 午前8時30分～午後5時15分

こころの相談電話 0229(23)0302 平日 午前8時30分～午後5時15分

各種相談会

定期的に相談会(予約制)を開催しています。日程は『広報くりはら・健康専科』で確認ください。

- メンタルヘルス相談
こころに不安を抱えている、眠れない、気持ちが沈んでしまう、アルコールを止められない方などを対象に、専門医師が相談を受けます
- 引きこもり・思春期・精神保健相談
引きこもりや思春期の悩み、対人不安・アルコール問題、精神疾患やうつ病などに関する相談を受けます
- グリーフケア(自死遺族個別相談)
大切な方を亡くされた方が、安心して気持ちを語り、こころの健康を回復するお手伝いをします

☎市民生活部健康推進課 ☎(22)0370



第1回/全4回(隔月掲載予定) ☎市民生活部社会福祉課 ☎(22)1340

●多重債務で困ったら

市は、専用電話を設置し、仙台弁護士会などの関係機関と緊密に連携して多重債務問題の相談に応じます。

また、金融機関と連携し多重債務者救済のための貸付制度「栗原市のぞみローン」を創設。法的整理と併せて具体的な解決方法の選択肢のひとつとして位置付けています。

市民 *お困りのご本人以外でも相談可能です

栗原市多重債務相談電話

「しあわせに みんな なやむな」
「42-3778」

●相談時間等：月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時から午後5時まで

*市福祉事務所職員の面接と法律相談の予約

専門家による法律相談

*具体的な解決方法を選択し、解決へ導きます

市顧問弁護士、仙台弁護士会、県司法書士会、栗原ひまわり基金法律事務所

解決方法の選択

- 任意整理
裁判所を通さず、弁護士や司法書士が貸金業者と借り手の間に入り、債務額や返済方法を調整します
- 特定調停
簡易裁判所の調停委員が、貸金業者と借り手の間に入り、債務額や返済方法を調整します
- 個人版民事再生
裁判所が認めた再生計画(原則3年間)に基づき、債務を返済します。住宅を残すことができます
- 自己破産
地方裁判所に破産を申し立て、免責決定を受けると、借金が免除されます。高価な財産は処分されます
- 栗原市のぞみローン(貸付機関：仙北信用組合、一関信用金庫)
具体的な解決方法の選択肢のひとつとして、融資による解決を図ります

相談から始まる解決のみち
まずは相談しましょう

現在、何らかの理由で多重債務になってしまい、誰にも相談できず生活が苦しくなっていますか？市は、多重債務者が生活を再建できるように、借金問題の相談に応じています。どのような金額や金利であったとしても、法的整理などで多重債務を解決することができます。ぜひ、ご相談ください。また、多重債務以外でお悩みの方も、ひとりで悩まないで、相談してみませんか。今回は、多重債務などの各種支援制度と、相談窓口を紹介します。

☆弁護士や司法書士を頼みたいが、まとまったお金が用意できない方

次の資力基準に該当する方は、法テラスの「民事法律扶助」を利用することで、無料で法律相談を受けたり、裁判費用や、弁護士または司法書士に依頼する費用を立て替えることもできます。

- 月収(手取り、賞与を含む)の目安
- 単身者 182,000円以下
- 2人家族 251,000円以下
- 3人家族 272,000円以下
- 4人家族 299,000円以下

☎法テラス宮城 ☎050(3383)5538

債務整理完了

多重債務問題

第2回 / 全4回 (隔月掲載予定) 市民生活部社会福祉課 ☎(22) 1340



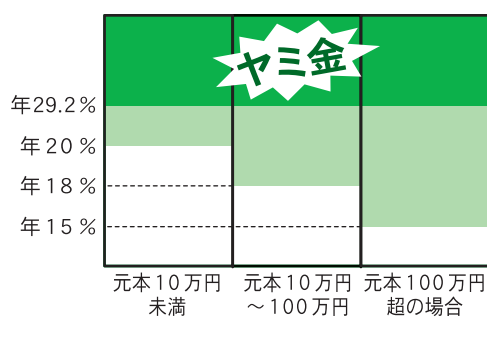
ヤミ金の被害にあわないために

「ヤミ金」ってなに?

いま、日本中で「お金を貸します」という広告があふれています。
「クレジットカード、即刻融資」〇〇万円まで審査済み、来店不要」をうたう張り紙やダイレクトメール。携帯電話やパソコンにはいたるところに「融資可能」の文字。どれもヤミ金で、どれもクレジット?
今回は「ヤミ金」について紹介します。

●ヤミ金は犯罪です

なぜヤミ金が犯罪か? それは、貸金業法による登録を受けずに貸金業を営んだり(貸金業法違反)、出資法の上限金利年29・2%を超える利息を請求(出資法違反)しているからです。



- 出資法と利息制限法
 - ・ 出資法では
 - ① 業でない金銭の貸付 年109・5%
 - ② 業としての金銭の貸付 年29・2%
 - ・ 利息制限法では
 - ① 元本が10万円未満 年20%
 - ② 元本が10万円以上100万円未満 年18%
 - ③ 元本が100万円以上 年15%

● ヤミ金の利率計算
例えば、「10万円貸して、10日後に13万円で完済。完済できないときは利息として3万円支払えば、あと10日間期間延長できる」という場合

$$\text{利率(\%)} = \frac{\text{利息} \times 365}{\text{日数} \div \text{貸付金}} \times 100$$

$$\text{利率(\%)} = \frac{30,000 \times 365}{10 \div 100,000} \times 100 = 1,095 \text{ 年利 } 1095\%$$

明らかに法外な高金利です

●ヤミ金は誰をねらうのか?

ヤミ金は多重債務者を狙っています。
ヤミ金被害の始まりは電話やハガキで直接・個別勧誘を受けるといのが一番多いパターンです。ヤミ金は「名簿

「屋」から何万人分もの多重債務者の名簿を仕入れているのです。

●ヤミ金のいろいろ

- ①「090金融」
勧誘のチラシに携帯電話の番号と業者名しか書かず、正体を明かさないうまま違法な融資を行う。偽名を使うので身元は分からない。無登録業者
- ②「登録ヤミ金」
合法的な貸金業者を装い、出資法の範囲内で貸しているように契約書類を偽装する。
- ③「押し貸し」
契約もしていないのに、勝手に相手の銀行口座に現金を振り込み、違法な金利を請求する。
- ④「車金融」
自動車を担保にとり、リースなど貸金以外の取引を装って、出資法違反での摘発を逃れようとする。高金利を払わせるだけでなく、最後は自動車の転売によっても暴利を得る。

●なぜヤミ金から借りてしまったのか?

ヤミ金からのハガキには、「ヤミ金だ」と書いてあるわけではなく、むしろサラ金より低金利であるかのように書いています。
しかし、実際に申し込んでみ

●ヤミ金解決五則

- 1 今後、絶対に借れない
- 2 支払いを拒否する
- 3 逃げない
- 4 隠さない
- 5 あきらめない

●ヤミ金業者の判別

「登録貸金業者情報検索入力ページ」で、貸金業者の登録番号などを検索できます。電話番号や商号・名称、代表者氏名などを入力し「該当なし」であれば無登録業者(ヤミ金)です。

●人の弱みに付け込む取立ての手段

典型的な取立ての手段は、「いやがらせ」です。被害者を精神的に追い詰めて「周囲に迷惑をかけて申し訳ない」「やっぱり払うしかない」と思わせることを狙っています。

▼本人への嫌がらせ

- ・ しつこく電話をする (夜間、早朝、仕事中等)
- ・ 身内に請求すると脅す
- ・ 自宅に取り立てに来て、わざと騒ぎ立て、帰ろうとしない
- ・ 玄関先や近所に張り紙をする など

▼周囲への嫌がらせ

- ・ 勤務先や子どもの学校、近所の人に電話をかけて、伝言を強要する
- ・ 親、兄弟に「お前の身内だから代わりに払え」と要求する
- ・ 嘘の出前を注文したり、消防署に嘘の火災通報をする など

「借りた金は返せ」を大義名分にすれば何でも正当化できるといのは、ヤミ金の嘘です。「何をされても我慢しなければならぬ」というのは被害者の思い違いです。

このような嫌がらせは、取立規制違反、脅迫罪、名誉毀損罪、住居侵入(不退去)罪などに問われる行為です。

●ヤミ金の被害にあっても

ヤミ金は犯罪です。お金を支払う必要はありません。また、お金を払っても問題の解決にはなりません。

●ヤミ金の被害にあっても

ヤミ金には、家族や職場、近所の人に対して、何かを要求する根拠も理由もありません。「取立て」に対しても「嫌がらせ」ですか。何も話すことはありません。警察に被害届を出します」と毅然とした態度で接することが大事です。

●ヤミ金は犯罪であり、被害者に対して「金を返せ」という権利はありません。

もともと、犯罪の手段として渡したお金は不法原因給付(民法708条)にあたり、ヤミ金が被害者に返還請求をすることは許されません。ヤミ金の被害者は、高金利で契約させられた犯罪被害者です。ヤミ金の契約自体が無効なので、一切支払う必要はないですし、反対に、今まで

まずは相談を...



- ① ヤミ金の事実をしつかり整理します。
- ② 勇気を出して、家族に打ち明けます。
- ③ 連絡先を知られた親族や職場へ解決にむけての協力を依頼します。
- ④ ヤミ金業者へ通知を出します。内容は、
 - ・ 警察に告発する
 - ・ 今後一切支払いをしない
 - ・ 支払った金額の返還(被害弁償)を求め
- ⑤ 警察へ被害届を出します。
- ⑥ 銀行へ、ヤミ金業者の口座凍結を要請します。

金融庁ホームページ内

「登録貸金業者情報検索入力ページ」

<http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

※検索サイトで「登録貸金業者情報検索サービス」と入力してもアクセスできます

※参考 全国ヤミ金融対策会議発行 「ヤミ金撲滅マニュアル」

無料法律相談会

- 日時 12月12日(土) 午後1時～4時30分
 - 場所 栗原市立図書館
 - 内容 多重債務、その他の法律相談
 - 相談 仙台弁護士会、栗原ひまわり基金法律事務所、宮城県司法書士会
 - 相談時間 1人30分程度
 - 予約申込 予約 ☎(42)3778
12月11日(金)まで ※土・日を除く 午前9時～午後5時
- ※希望者には健康相談も実施します

自殺防止街頭キャンペーン

市内4カ所のショッピングセンターで、自殺防止を呼びかけます。

- 日時 12月12日(土) 午前10時30分～正午
- 場所
 - ・ヨークベニマル築館店
 - ・イオンスーパーセンター栗原志波姫店
 - ・ウジエスーパー若柳店
 - ・マックスバリュ金成店

宮城県多重債務無料法律相談会

国の「多重債務者相談強化キャンペーン」の一環で、弁護士や司法書士などが多重債務に関する無料相談を行います。希望により心の健康相談も行います。

事前に電話でご予約ください。

●相談日・会場・定員

12月13日(日)	宮城県庁	30人
14日(月)	栗原合同庁舎	10人
15日(火)	大崎合同庁舎	20人
17日(木)	登米合同庁舎	10人
19日(土)	宮城県庁	30人

- 予約方法 12月7日(月)～11日(金)まで、問い合わせ先に電話で予約を入れてください。
受付時間：午前8時30分～午後5時15分

☎県消費生活・文化課 ☎022(211)2524

●多重債務予防のために
生活福祉資金貸付制度

☎栗原市社会福祉協議会 ☎(23)8070

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯の方が安定した生活を送れるように、資金の貸し付けと必要な相談支援を行う制度です。

ただし、母子寡婦福祉資金など、ほかの貸付制度の利用が優先されます。

詳しくは、栗原市社会福祉協議会へお問い合わせください。

●利用対象

▽低所得世帯 世帯の収入が一定基準以下の方(おおむね市町村民税非課税程度の世帯)

▽障害者世帯 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方がいる世帯

▽高齢者世帯 65歳以上の方がいる世帯

●貸付資金の種類など

下の表のとおりですが、いくつか条件が設定されている場合もあります。

	資金の種類	貸付限度額	償還期間	貸付利率	連帯保証人
1 総合支援資金	生活支援費(生活再建までの間に必要な生活費)	月20万円(単身世帯の場合は月15万円)以内 ※貸付期間12カ月以内	据置期間経過後20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 ※連帯保証人を立てられない場合は据置期間経過後年1.5%	原則必要 ※ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	住宅入居費(敷金、礼金など住宅の賃貸契約に必要な費用)	40万円以内			
	一時生活再建費(生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用)	60万円以内			
2 福祉資金	福祉費(生業費、技能取得に必要な経費とその期間の生計維持費、住宅増改築費、福祉用具購入費、障害者自動車の購入費、療養費、介護サービス費、被災後の臨時経費、就職等支度金など)	種類により異なる	種類により異なる	連帯保証人を立てる場合は無利子 ※連帯保証人を立てられない場合は据置期間経過後年1.5%	原則必要 ※ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	緊急小口資金	10万円以内	据置期間経過後8カ月以内	無利子	不要
3 教育支援資金	教育支援費(高校、大学などに就学するのに必要な経費)	高校：月3万5千円以内 高専：月6万円以内 短大：月6万円以内 大学：月6万5千円以内	据置期間経過後20年以内	無利子	不要 ※ただし、世帯の生計中心者が連帯借受人となること
	就学支度費(高校、大学などの入学に際し必要な経費)	50万円以内			
4 型不動産生活資金担保	不動産担保型生活費(一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金)	土地の評価額の7割以内 月30万円以内	契約の終了後3カ月以内	年3%、または長期プライムレートのいずれか低い利率	必要(推定相続人の中から1人を選任)
	要保護世帯向け不動産担保型生活費(一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金)	居住用不動産の評価額の7割以内 貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内)			

みつかります 電話からはじまる 解決のみち ☎42-3778



多重債務問題

第3回/全4回(隔月掲載予定) ☎市民生活部社会福祉課 ☎(22)1340

貸金業法が改正され

過剰貸付が規制されます

多重債務問題の解決と安心して利用できる貸金市場を目指して、貸金業法が改正されました。この法改正は、「貸金業の適正化」「過剰貸付の抑制」「金利体系の適正化」「ヤミ金融対策の強化」「多重債務者問題に対する取り組み」が主な内容となっています。

今回は、過剰貸付の抑制のために平成22年6月に導入が予定されている指定信用情報機関制度と総量規制の概要を紹介します。

●指定信用情報機関制度の創設

信用情報の適切な管理や事件登録などの条件を満たす信用情報機関を指定する制度が導入され、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みが整備されます。

●総量規制の導入

貸金業者が個人へ貸し付ける場合には、指定信用情報機関の信用情報を利用した借り手の返済能力の調査が義務付けられます。

また、貸金業者が自社の貸付残高が50万円を超える貸し付けを行う場合や、ほかの貸金業者を含めた総貸付残高が100万円を超える貸し付けを行う場合には、年収などの資料

の提出が義務付けられます。この調査の結果、個人の総借入残高が年収の3分の1を超える貸し付けなど、返済能力を超えた貸し付けは禁止されます。

つまり、原則、個人が借り入れできるのは年収の3分の1までに制限されることとなります。

なお、貸金業者は利用者とリボリング契約を締結した場合、1カ月の貸し付けの合計額が5万円以上であり、かつ貸付残高が10万円以上の場合は、毎月指定信用情報機関から情報得て、残高を調べなければならず、さらに、貸付残高が10万円以上の場合、3カ月以内に一度、指定信用情報機関から情報得て、残高を調べなければなりません。

除外

総量規制の対象とならない貸し付けの例

- ▽不動産購入のための貸し付け(そのためのつなぎ融資を含む)
- ▽自動車購入時の自動車担保貸し付け
- ▽高額医療費の貸し付け
- ▽金融商品取引業者が行う500万円超の貸し付け
- ▽手形(融資手形を除く)の割引
- ▽貸金業者を債権者とする金銭貸借契約の媒介など

ただし、総量規制には、いくつかの「除外」と「例外」があります。

例外

貸付残高としては算入するものの、例外的に年収の3分の1を超えている場合でも、返済能力の状況を判断したうえで貸し付けができる例

- ▽有価証券担保貸し付け
- ▽不動産担保貸し付け
- ▽売却予定不動産の売却代金により返済できる貸し付け
- ▽顧客に一方的に有利となる借り換え
- ▽緊急の医療費(高額医療費を除く)の貸し付け
- ▽配偶者と合わせた年収の3分の1以下の貸し付け
- ▽個人事業主に対する貸し付け(その事業主の返済能力を超えない場合に限る)など

総量規制の導入により、今後、借り入れが制限されることが予想されます。困ったからとヤミ金などを利用して被害に遭う前に、早期に相談しましょう。

